|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 小学校名 | 小学校 |  | 学　年 | 児　童　名 |
| 年 |  |
| 児童館名 |  | 年 |  |
| 年 |  |

就労等証明書（清須市放課後児童クラブ申込用）

清須市長　殿

|  |  |
| --- | --- |
|  | 提出日　 　　年　 　月 　　日 |
| 就労者 | 氏 名 |  | 児童との続柄 |  |
| 住 所 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 所在地 |  | 電話番号 |
| 勤務先名 | ※事業所と勤務先が異なる場合 |
| 勤務先所在地 |  | 電話番号 |
| 就労形態 | □　雇　用 | 正社員　・　パート　・　派遣　・　その他（　　　　　　　　　　　） |
| □　自　営 | [ 居宅内 ・ 居宅外 ]　[ 経営者本人 ・ 専従者 ・ その他（　　　）] |
| □　農　業 | 耕作面積等 田（　　　アール） 畑（　　　アール）その他（　　　　） |
| 勤務(採用)日 | 昭和・平成・令和　　年　　月　　日 | 復職(予定)日 | 平成・令和　　年　　月　　日 |
| 勤務日数 | □　定　期 | 週　　　　日就労（ 日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ） |
| □　不定期 | 勤務時間　[ 週　　　　時間 ]　[ 月　　　　時間 ] |
| ※具体的な状況を記入いただき、勤務表等のコピーを添付してください。※勤務表のコピーを毎月提出してください。 |
| 勤務時間 | 平　日 | ※24時間表記　　　時　　　分～　　　時　　　分 | 残業（ 有 ・ 無 ）1日平均　　　時間月平均　　　回 |
| 土曜日 | ※24時間表記　　　時　　　分～　　　時　　　分 |
| 隔週就労・全就労・その他（　　　　　） |
| 仕事内容 | ※具体的に記述してください。 |
| 特記事項 |  |
| 上記のとおり就労中、または復職（予定）であることを証明します。証明日　　令和　　　年　　　月　　　日　 |
|  | 事業所名所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印電話番号 |
| ※提出された書類は、子育て支援課にて独自に実態調査、審査、検討し、必要に応じて再度書類提出を求める場合があります。 |

※下記の太枠内は事業主の方で記入・押印ください。

**就労等証明書の記入について**

◆保護者の方へ

１．自営業・個人事業主の方については、自己申告の形で記入してください。

２．１以外の方（パート・アルバイト等）については、勤務する会社等にこの用紙を提出し、証明を受けてください。

※太枠内の自書、修正液、修正テープによる訂正・加筆された場合は、書類不備となり受付いたしません。

３．記入・押印等の漏れがないよう確認してください。

※書類不備となり受付いたしません。

４．証明の内容については、勤務先に問い合わせる場合もありますので予めご了承ください。

５．証明の内容に虚偽があった場合は、放課後児童クラブの入所を取り消させていただきます。

６．証明内容に変更が生じた場合は、すみやかに放課後児童クラブにて変更手続きを行ってください。

◆事業主（証明書作成担当者）の方へのお願い

放課後児童クラブの利用を希望する児童の保護者が、就労等により授業の終了後等に家庭で児童を十分に保育できない挙証書類として就労等証明書の提出が必要となります。

お手数をおかけして誠に恐縮ですが、主旨をご理解の上、裏面の証明書への記入・押印による証明をお願いします。

なお、この個人情報に対して十分な配慮を行うとともに適正な管理を行い、第三者への開示、及び提供はいたしません。

１．表面の太枠内の証明事項は、貴事業所の就業規則により正確にご記入をお願いします。

訂正のある場合は、必ず二重線を引き、訂正印を押印してください。

※修正液、修正テープによる訂正された証明書は受付できません。

２．会社等の代表者名により証明してください。

なお、事業所所在地と勤務地が異なる場合は、勤務地に実際の勤務地をご記入いただき、支店長・営業所長等の権限による証明でも差し支えありません。

３．ご記入については代表者でなくても結構ですが、被証明者の雇用に責任をお持ちの方が、すべての項目をご記入いただきますようお願いします。

４．印については、必ず社印、及び代表者印等（認印可）を押印してください。

※朱肉で押すタイプの認印は可。

５．勤務形態が不規則、またはシフト勤務などで勤務日や勤務時間が記入できない場合には、特記事項にその旨をご記入いただき、直近の勤務表等のコピーを添付してください。

６．証明書の内容について、市や児童クラブから問い合わせをさせていただくこともありますので、その際にはご協力をお願いします。

問い合わせ先は、各児童館・児童センターまで